

～2024年問題！実は時間外労働の上限規制は中小・小規模事業者における課題である！～

「働き方改革関連法のポイントと影響」

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されております。企業規模を問わず2023年4月より月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上へ引き上げられ、2024年4月からは、全業種に時間外労働の上限規制が適用されます。労働力人口の減少・採用難から時間外労働の上限・割増率アップは働き方改革の中でも大きな課題となります。そこで働き方改革関連法の既施行分の振り返りとこれから適用される内容についてのポイントと課題、その上でどう解決していくのかについてのセミナーを開催します。

【主な講座内容】

◎働き方改革関連法のポイントと業務の進め方

- ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ
- ・全業種に対して時間外労働の上限規制の適用

◎採用・定着、業務効率化、業務委託・副業人材活用など 打開策と注意点



【講師プロフィール】

大学卒業後、アパレル販売、人事、総務を経験。その後、社労士事務所併設の人事コンサルチームリーダーを経て2006年に開業。厚生労働省の中小企業・小規模事業者等に関する働き方改革推進支援事業、滋賀県産業保健総合支援センターにて専門相談員を経験し、研修や講演活動を行っている。



【講師】

スター・コンパス 代表
キャリアモチベーター®/特定社会保険労務士

山田 真由子(やまだ まゆこ) 氏

日時

令和5年11月22日(水) 13:30～15:30

会場

長門商工会議所

定員

30名 (定員になり次第締め切ります)

対象者

中小・小規模事業者

お申込み

下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX
または右記二次元コードにてお申し込みください。

長門商工会議所 支援課
(TEL 0837-22-2266 FAX 0837-22-6490)

受講
無料



11/22(水) 開催「働き方改革関連法のポイントと影響」セミナー受講申込書 ※このままA4サイズでFAXして下さい。

長門商工会議所 行 (FAX 0837-22-6490)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名		E-mail	

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。